

様式第1号

平成23年度 計画・条例等一覧

担当部署：まちづくり部地域づくり課

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理
1	花巻市営バス条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 交通の確保を図り、市民の福祉の増進に寄与するため、道路運送法第80条第1項ただし書の規定により、花巻市営バスを運行する。</p> <p>【内容】 東和地域から県立中部病院への交通手段を確保するため、平成21年度より浮田線の終点を県立中部病院まで延伸していたが、花巻市公共交通中期実施計画に基づき、利用状況に応じて平成23年9月末をもって延伸部分の路線を廃止し終点を改めようとするものである。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成23年9月議会 ②施行日 平成23年10月1日</p>	対象外		<p>県立中部病院までの延伸路線を短縮するが、代替路線を運行する予定であり、改正に伴う重大な影響はないと判断される。</p> <p>また、花巻市公共交通中期実施計画の策定にあたり、影響がある東和地域において説明会及びパブリックコメントを実施済みであるため</p>

様式第1号

平成23年度 計画・条例等一覧

担当部署：まちづくり部花巻図書館

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理
1	花巻市子ども読書活動推進計画	<p>【目的】 市民及び地域の関係者・団体が参画して、子供の読書活動の向上に資する取り組みを連携・推進する。</p> <p>【内容】 子どもが自主的に読書活動できる環境の整備を推進するため、現状を調査・分析して課題を把握し、今後の施策の方向性や取り組み、目標値を設定する。</p> <p>【区分】 基本構想 ・ 基本計画 ・ 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成24年度～平成28年度</p> <p>【関係法令】 子どもの読書活動の推進に関する法律により市町村計画の策定は努力義務とされている。</p>	対象外		<p>国の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画に定める基本的な方針、方針に基づき、市の読書活動を推進するための取り組みを定めるものであるため</p>

様式第1号

平成23年度 計画・条例等一覧

担当部署：建設部建築住宅課

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理
1	(仮称)花巻市定住促進住宅条例	<p>【目的】 雇用促進住宅新堀宿舎を平成23年度において取得し、市有住宅として設置及び管理運営するために必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 第1章 総則 第2章 定住促進住宅の設置 第3章 定住促進住宅の管理 第4章 定住促進住宅の駐車場の管理 附則</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成23年9月議会 ②施行日 平成23年10月1日</p>	対象外		<p>雇用促進住宅新堀宿舎を取得し、市有住宅として管理運営するために必要な事項を定めるものであるため。</p>
2	花巻市営住宅等条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 公営住宅法に基づく市営住宅等の設置及び管理に関し必要な事項を定める</p> <p>【内容】 子供が就学未満児である場合の裁量階層の適用を、18歳の子を扶養している者までに期間を拡大する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成23年9月議会 ②施行日 平成23年10月1日</p>	対象外		<p>入居要件である子供が就学未満児である場合の裁量階層の適用を、18歳の子を扶養している者までに期間を拡大するものであるため。</p>

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理
1	花巻市特別会計設置条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方自治法第209条第2項の規定に基づき、特別会計の設置について必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 東和地域の安定的な給水を図るため、簡易水道事業区域（東和地区）を上水道事業に統合し、簡易水道事業特別会計を廃止する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成24年3月議会 ②施行日 平成24年4月1日</p>	対象外		花巻市水道ビジョンに基づき、簡易水道事業を上水道事業に統合して一体的に運営及び経理するものであるため
2	花巻市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、本市に水道事業を設置する。 花巻市水道事業設置に必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 東和地域の安定的な給水を図るため、簡易水道事業区域（東和地区）を統合する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成24年3月議会 ②施行日 平成24年4月1日</p>	対象外		花巻市水道ビジョンに基づき、簡易水道事業を上水道事業に統合し、一体的に運営するものであるため
3	花巻市簡易水道給水条例を廃止する条例	<p>【目的】 簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用の負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 東和地域の安定的な給水を図るため、簡易水道事業を上水道事業へ統合することから条例を廃止する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成24年3月議会 ②施行日 平成24年4月1日</p>	対象外		花巻市水道ビジョンに基づき、簡易水道事業を上水道事業に統合し、一体的に運営するものであるため

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市市税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱いについて定めるもの</p> <p>【内容】 附則に次の3条を加える ①東日本大震災に係る雑損控除の特例 ②東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の特例 ③東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするべき申告等</p> <p>【議会及び施行日】 平成23年5月13日開催臨時議会 ①②は平成23年5月18日施行 ③は24年1月1日</p> <p>【関係法令】 ・地方税法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第113号)</p>	工 義務 権利	イ 緊急	東日本大震災に伴い被災者の市税の特例について緊急に定める必要があるため
2	花巻市災害等による被害者に対する市税の減免等に関する条例	<p>【目的】 災害等による被災者に対する市税の減免申請に係る申請期限について、見直しを行う。</p> <p>【内容】 市民税の減免申請(第3条) 固定資産税に係る減免申請の申請書(第7条)の提出期限について、「被災日後15日までに市長に提出しなければならない。」とあるのを、「市長が特に認める場合においては、別に定める日までこれを延長することができる。」とする1項をそれぞれに追加する。また、字句の整理を行うもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①専決 平成23年5月26日（6月臨時議会で報告予定） ②施行日 平成23年5月26日から施行し平成23年3月11日から適用</p> <p>大震災等被害を受けた場合、15日では対応ができない状況にあり、期限延長の特例を設ける。</p>	工 義務 権利	イ 緊急	東日本大震災に伴い被災者の市税の減免について緊急に定める必要があるため

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市災害弔慰金の支給等に関する一部を改正する条例	<p>【目的】 災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の規定に準拠し、自然災害により死亡した市民の遺族や障害を受けた市民に対し弔慰金等の支給するほか、被害を受けた世帯に対し資金の貸し付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資する。</p> <p>【内容】 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。 ・災害援護資金の償還期間の延長 ・保証人を立てる場合の利子の取り扱い ・償還免除自由の特例の追加 など</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成23年6月議会 ②施行日 公布の日から施行し平成23年3月11日から適用</p>	ウ 制度	イ 緊急	東日本大震災に伴い被災者への災害弔慰金等の取り扱いを緊急に定める必要があるため

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市振興センター条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 市民の自主的な地域活動を支援するとともに、地域に根ざした生涯学習及び身近な行政サービスを実施するため、花巻市振興センターを設置する。</p> <p>【内容】 成島振興センターを平成23年3月に廃校となった成島小学校へ移転させることに伴う、成島振興センターの位置の変更、開館時間の規定、使用料の設定</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成23年6月議会 ②施行日 平成23年7月1日</p>	対象外		地域住民からの要望に基づいた振興センターの移転による所要の改正であるため

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市駐車場条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 市街地における車両駐車空間の確保を図るため花巻市駐車場を設置する。</p> <p>【内容】 ・駐車場の名称及び位置 駐車場の一体化など ・駐車場を使用できる車両の範囲 大型車両を除く ・使用料 維持管理の効率化による引き下げ</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成23年6月議会 ②施行日 平成23年10月1日</p>	対象外		駅前広場の動線整備と駐車場の一体化による利用料金の引き下げなど、利用者の安全確保と利便性の向上を図るため必要な事項を改正するものであるため